

高福第 243 号  
平成 28 年 6 月 23 日

各指定居宅介護支援事業者（指定都市  
及び中核市が所管する事業者を除く。） 様

神奈川県保健福祉局福祉部介護サービス担当課長  
(公印省略)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等に関する解釈通知の一部改正について（通知）

このことについて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部が平成 27 年 4 月に改正されたことから、本県が定めている解釈通知についても一部改正しました。

各指定居宅介護支援事業者におかれましては、改正後の通知に従った適正な事業の運営を行うようお願いします。

1 改正した通知

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等について

2 施行日

平成 28 年 6 月 23 日

3 通知の掲載場所

介護情報サービスかながわ

－（事業者）ライブラリ（書式／通知）

－ 7. 条例・解釈通知等

－ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等に関する解釈通知について

1. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等について

問い合わせ先

高齢福祉課在宅サービスグループ

電 話 045-210-4840（直通）